

目 次

第1章	総 則
第2章	検定対象機械器具等の試験及び個別検定
第3章	特殊消防用設備等の性能に関する評価
第4章	消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験
第5章	消防の用に供する機械器具等の鑑定
第6章	認可業務
第7章	手数料
第8章	雑 則
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、消防法（昭和23年法律第186号、以下「法」という。）第21条の37第1項の規定に基づき、日本消防検定協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、検定対象機械器具等の試験及び個別検定、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携を図り、もってその業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

第2章 検定対象機械器具等の検定等

(試 験)

第3条 協会は、法及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号、以下「規則」という。）の定めるところにより、検定対象機械器具等の試験を行う。

第4条 型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機械器具等についての試験の申請書に添えて提出すべき検定対象機械器具等の見本の種類及び数量は、協会がそのつど定める。

(個別検定)

第5条 協会は、法及びこの業務方法書の定めるところにより、検定対象機械器具等の個別検定を行う。

(個別検定の手続)

第6条 協会は、検定対象機械器具等の個別検定の申請を受けたときは、検定対象機械器具等の個別検定を行う日時及び場所を定め、個別検定の申請をした者に通知する。

個別検定は、全数検査又は抜取り検査によって行う。

協会は、個別検定に合格した検定対象機械器具等に、規則で定める合格証をはりつけ、又は合格印を押す。

(意見の具申)

第7条 協会は、検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見の具申を行う。

第3章 特殊消防用設備等の性能に関する評価

(性能評価)

第8条 協会は、法及び規則の定めるところにより、特殊消防用設備等の性能に関する評価(以下「性能評価」という。)を行う。

性能評価は、設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防用設備等の性能を評価するために必要な事項について行う。

前項の性能評価は、必要に応じて、特殊消防用設備等の性能を検証する試験(以下「性能検証試験」という。)を行うものとする。

(性能検証試験の手續)

第9条 協会は、性能検証試験を行おうとするときは、次の事項を指定し、性能評価の申請をした者に通知する。

- (1) 試験を行う特殊消防用設備等の名称
- (2) 試験の開始及び完了の時期
- (3) 試験の場所
- (4) その他必要な事項

第4章 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験

(研究、調査及び試験)

第10条 協会は、消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行う。

(研究、調査又は試験の受託)

第11条 協会は、依頼に応じ適当と認めるときは、消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査又は試験(以下「研究、調査又は試験」という。)の実施を受託する。

(受託契約)

第12条 協会は、研究、調査又は試験の実施を受託しようとするときは、委託者と研究受託契約、調査受託契約又は試験受託契約を締結する。

前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 研究、調査又は試験の題目
- (2) 研究、調査又は試験の目的及び概要
- (3) 研究、調査又は試験を実施する場所
- (4) 研究、調査又は試験の開始及び完了の時期
- (5) 研究、調査又は試験の受託料の額並びに受取の時期及び方法
- (6) 研究、調査又は試験の受託料が適正に支払われないときの措置
- (7) 研究、調査又は試験の遂行が困難となったときの措置
- (8) 協会が受託料によって製造し、又は取得する土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品、製品等(以下「物件」という。)の研究、調査又は試験の完了後の帰属

(9) 研究、調査又は試験の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権その他の無体財産権の
帰属

(10) 研究、調査又は試験の結果の取扱いの方法

(研究、調査又は試験の委託)

第13条 協会は、自ら実施することが効率的でないとする研究、調査又は試験の実施を他に委託す
ることがある。

(委託契約)

第14条 協会は、研究、調査又は試験の実施を委託しようとするときは、受託者と研究委託契約、調
査委託契約又は試験委託契約を締結する。

前項の契約においては、次の事項を定める。

(1) 研究、調査又は試験の題目

(2) 研究、調査又は試験の目的及び概要

(3) 研究、調査又は試験を実施する場所

(4) 研究、調査又は試験の開始及び完了の時期

(5) 研究、調査又は試験の委託料の額並びに支払の時期及び方法

(6) 研究、調査又は試験に関する収入及び支出の状況並びに委託料の用途を明確にさせるための措
置

(7) 研究、調査又は試験を適正に遂行させるための措置

(8) 研究、調査又は試験の遂行が困難となったときの措置

(9) 受託者が委託料によって製造し、取得し又は効用を増加させる物件の研究、調査又は試験の完
了後の帰属

(10) 研究、調査又は試験の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権その他の無体財産権の
帰属

(11) 研究、調査又は試験の結果の取扱いの方法

(12) その他必要な事項

第5章 消防の用に供する機械器具等の鑑定

(鑑 定)

第15条 協会は、依頼に応じ、適当と認めるときは、消防の用に供する機械器具等の鑑定を行う。

(受託契約)

第16条 協会は、消防の用に供する機械器具等の鑑定を行おうとするときは、委託者と消防の用に供
する機械器具等鑑定受託契約を締結する。

前項の契約においては、次の事項を定める。

(1) 消防の用に供する機械器具等の種類

(2) 鑑定すべき事項

(3) 鑑定に供する機械器具等の数

(4) 鑑定を実施する場所

(5) 鑑定の開始及び完了の時期

(6) 鑑定手数料の額並びに受取りの時期及び方法

(7) 鑑定手数料が適正に支払われないときの措置

- (8) 鑑定の遂行が困難となったときの措置
- (9) 鑑定の結果の取扱いの方法
- (10) その他必要な事項
(委託者の費用の負担)

第17条 鑑定を依頼するため提出する消防の用に供する機械器具等の荷造り、搬入及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。

第6章 認可業務

(認可業務)

第18条 協会は、前条までに掲げる業務のほか、法第21条の17の目的を達成するために必要な業務であって総務大臣の認可を受けたものを行うものとする。

協会は、前条までに掲げる業務及び前項の業務のほか、法第21条の36第3項の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 協会が有する機械設備又は技術を活用して行う研究、調査、試験、指導、点検等
 - (2) 消防の用に供する機械器具等の製造者その他の者が研究、調査、試験、検査等を実施する場合におけるその者への協会の有する施設、機械設備等の貸出
- 前項の業務のうち依頼又は申請に応じて行うものについては、第4章の規定を準用する。

第7章 手数料

(手数料の額の認可等)

第19条 第3条の試験、第5条の個別検定及び第8条の性能評価(性能検証試験を除く。)を受けようとする者の協会へ納付すべき手数料の額(第21条の規定を適用する場合を含む。)は、総務大臣の認可を受けて理事長が別に定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第15条の鑑定を受けようとする者の協会へ納付すべき手数料の額(機械器具等の種類により定額とするものに限る。)は、理事長が別に定めるものとする。

3 協会は、前項の手数料の額を定めたときは、当該手数料に係る業務を開始する前までに、総務大臣へ届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(手数料の額の制定)

第20条 第8条第3項の性能検証試験、第10条の研究、調査及び試験、第15条の鑑定(第19条第2項の手数料に係るものを除く。)並びに第18条の業務に関し、協会へ納付すべき手数料の額は、理事長が別に定めるものとする。

(外国検査機関に係る取扱い)

第21条 第3条の試験を受けようとする者(外国において本邦に輸出される検定対象機械器具等の製造又は販売の事業を行う者に限る。)が、当該試験の申請書に、当該申請に係る検定対象機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能(次項において「形状等」という。)について、法第21条の2第2項の技術上の規格に基づき、外国に住所を有する検査機関であって協会が総務大臣の指定の例により指定する者(次項において「外国検査機関」という。)が行った検査結果を記載した書類で協会が適当と認めるものを添付した場合には、当該試験を受けようとする者の納付すべき手数料の額を減額することができる。

2 第5条の個別検定を受けようとする者(外国において本邦に輸出される検定対象機械器具等の製

造又は販売の事業を行う者に限る。)が、当該個別検定の申請書に、外国検査機関の行った当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等と型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等との同一性を判定し得る検査結果を記載した書類で協会が適当と認めるものを添付した場合には、当該個別検定を受けようとする者の納付すべき手数料の額を減額することができる。

第8章 雑 則

(帳簿の管理)

第22条 協会は、その業務に関し、次の事項を記載した帳簿を備え、保存するものとする。

- (1) 第3条の試験、第5条の個別検定及び性能評価(以下「検定等」という。)を申請した者の氏名又は名称
- (2) 検定等の申請を受けた年月日
- (3) 検定等の申請に係る検定対象機械器具等又は特殊消防用設備等の種類
- (4) 検定等を行った検定対象機械器具等又は特殊消防用設備等の形状、構造、材質、成分及び性能の概要
- (5) 検定等を行った年月日
- (6) 検定等を行った者の氏名
- (7) 検定等の成績及び合格又は不合格の別
- (8) その他必要な事項

(財務諸表等の閲覧等)

第23条 事業者その他の利害関係人は、協会の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、協会の定めた費用を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表、決算報告書及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電気通信回線の使用、磁気ディスク等の交付その他の電磁的方法により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(その他の業務方法)

第24条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について細則を定める。

前項の細則を定めたときは、遅滞なく、総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

附 則

この業務方法書は、昭和39年1月1日から実施する。

以下の改正附則 略

昭61.12.1 昭62.1.1 平13.1.6 平16.6.1